

その71 円満な相続のために

相続に関して、自宅で思い立った時の手軽さで、自筆での遺言書を作っている人も多いのではないのでしょうか。

しかし、手軽であるがゆえに法的に不備であったり、解釈のズレが生まれやすいということもあります。

例えば、よくある自筆での遺言書のミスとして『日付の書き方』ですが、令和8年1月吉日は無効となります。令和8年1月1日と、正確な年月日を明記します。

また『財産や受取人の特定が曖昧』で、長男に家を相続させるといった記述では不明確であり、家の住所や登記情報、長男の氏名などが明記されている必要があります。

国では、デジタル遺言書の導入を検討していますが、現時点では、自筆での遺言書作成は本人の手書きが原則となり、パソコンなどでつくられたものは無効です。

財産が少ないから大丈夫、何となく伝えているから安心と、そう思い込んでいた家庭ほど、かえって小さな誤解や不満が大きな対立に発展することもあります。

「兄は大学への費用を出してもらった」「弟は家を買う時に援助してもらった」「私は両親の介護を一人で行ってきた」など、家族であってもそれぞれの思いが行き違ったままでは、不信感への火種となってしまうものです。

相続は、思っている以上に「感情」が関わるもの。だからこそ少しでも早い段階で情報を整理し、家族皆で話し合っておくことが大切です。

その72 「そのうちに」がリスクになる

令和6年4月から相続登記が義務化となりましたが、皆さん手続きはもうお済みでしょうか。

相続が発生してからの期限が3年あるために、うっかりするとこの制度の事は忘れてしまいがちです。

また「人が亡くなった直後に相続の話をするのははばかれる」とか「自分から話を切り出すと財産を狙っているように思われる」といった気遣いから、ついつい「そのうちに」と考えがちです。

しかし、なかには相続人の数が多く遺産分割協議がまとまらないとか、災害や病気でやむをえず手続きが遅れたなどの正当な事情があれば、もしかすると罰則の対象から外れることがあるかもしれませんが、忙しかった、忘れていたなどの理由では、正当と認められません。

もし3年以内に登記できない場合には、法律上「過料」を支払わなければならない可能性があります。

また、相続登記手続きを司法書士や行政書士などに依頼する場合「どのくらい費用がかかるのか」といった不安があり、躊躇しているといった人は、まずはどのくらい費用がかかるのかを依頼する司法書士などへ率直に尋ねてみてください。何の問題ありません。

それから費用の節約のために自分で行うという方法もありますが、時間と労力への負担はある程度覚悟が必要です。

いずれにしても「そのうちに」と先延ばしにせず、余裕をもって進めたいものです。特に令和6年以前に相続が発生している場合、残す期限はあと1年です。